

利根導水浄化槽蓋交換工事

特 記 仕 様 書

令和 7 年 1 1 月

独立行政法人水資源機構

利根導水総合管理所

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「土木工事共通仕様書（令和6年4月）」（以下「共通仕様書」という。）及び「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」に優先して、利根導水浄化槽蓋交換工事（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。
3. 各種基準等に記載されている「請負者」は「受注者」に読み替えるものとし、各種工事書類様式に記載されている「請負者」は「受注者」に修正して使用するものとする。

第2節 工事の内容

2-1 工事場所

埼玉県行田市大字須加字船川4369

利根導水総合管理所構内

2-2 工事概要

- | | |
|---------|----|
| (1) 撤去工 | 1式 |
| (2) 復旧工 | 1式 |

第3節 工期等

3-1 工期

1. 工期は、雨天、休日等50日を見込み、契約締結の翌日から90日間とする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間（後片付け、契約変更手続き期間等）	24日間
雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日 ※を見込むための係数 実働日数×係数）	0.78

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下のとおりである。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：24日間
過去5か年（2020年4月～2025年3月）の熊谷市地点のデータより算出
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：11日間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
過去5か年（2020年～2025年）の気象庁（熊谷地方気象台）のデータより年間の平均発生日数を算出
- ハ) 雨休率は「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しない
- ニ) 後片付け期間を残して現場施工（仮設物の撤去等を除く）が概ね完了するよう努める

ホ) 契約更新手続き期間等を残して工事が概ね完了するように努める

3-2 工事工程の共有

1. 受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

3-3 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行工事である。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

（1）週休2日

対象期間において以下の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象による安全パトロール」「休日に開催される現場見学会等」等の現場閉所日の取り扱いについては、監督員との協議により決定するものとする。

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土曜日・日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。週の定義は月曜日から日曜日とする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月については、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、受注者の責によらず土曜日・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土曜日・日曜日に代わる現場閉所日を受発注者間で協議し設定する。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をい

- う。
3. 受注者は、共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に法定休日・所定休日（週休二日の導入）を記載するものとする。
 4. 現場閉所を行うときは、監督員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
 - ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ②週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
 - ③機構が休日の場合
 5. 監督員は、受注者の現場閉所率の状況について月1回程度を目安として確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
 6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。なお、取得報告書の様式は任意とするが、週単位の週休2日が確認できるものとする。
 7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
 8. 対象期間において、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
 9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成していないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日が未達成であった場合は補正係数を除した変更とする。
完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の補正係数は以下のとおりとする。

補正項目	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

10. 工事現場において、週休2日制適用工事である旨を工事看板等において明示することとする。

第4節 施工計画書

4-1 記載事項の省略

本工事については、共通仕様書1-1-1-4施工計画書第1項の(3)～(8)の事項は省略できるものとする。

第5節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第6節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - ①依頼日・時間及び期限に関する事項
 - ②会議・打合せに関する事項
 - ③業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、共通仕様書1-1-1-4 施工計画書に記載するものとする。
3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第7節 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年9月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
2. 「工事関係電子書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
3. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第8節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
2. 受注者は情報共有システムを活用する場合、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5.7）
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しく

は受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第9節 調査資料等

受注者は、本工事の施工計画および実施工程表を作成するため、次の調査資料を閲覧することができる。ただし調査資料は契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

1. 用地関係資料
2. その他、監督員が必要と認めた資料

第10節 施工体制台帳

施工体制台帳については、共通仕様書1-1-1-10に基づくものとする。

第11節 他工事等との協力

下記工事等とは現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程について当該工事の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

利根導水遠方監視制御設備保守業務

第12節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第13節 建設副産物等

13-1 一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」も遵守するものとする。

13-2 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

第14節 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続き等については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）に準拠するものとする。

第15節 数量の算出

数量の算出には国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ掲載の土木工事数量算出要領（案）を使用する。

第16節 主任技術者等

16-1 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者、監理技術者は、次の①又は②に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であることとする。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。
 - ② 技術士法（昭和58年法律第25号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学（旧 農業土木）」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学（旧 農業土木）」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
2. 以下に該当する場合で監督員と協議のうえ認められたもの以外は、原則、主任技術者及び監理技術者を変更することはできないものとする。
 - 1) 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
 - 2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
 - 3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - 4) 工事工程上、当該技術者の交代が合理的な場合
 - 5) 上記1) から4) において途中交代を認める際の現場対応
 - ① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とする。
 - ② 交代前後における当該技術者の技術力が同等以上に確保されること。
 - ③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する。また、発注者から説明を求められた場合は当該技術者及びその他技術者の職務分担、本支店等の支援体制に関する情報を説明しなければならない。

16-2 主任技術者等の専任期間

主任技術者等の専任が義務づけられている工事における主任技術者等の専任期間は原則として本工事の工期中とするが、次に掲げる期間については工事現場への専任を

要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)
- ② 契約書第20条による工事全面一時中止期間、又は設計図書に定める工事休止期間。
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 工事完成検査に合格後の期間(発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない)

第17節 現場代理人の他の工事との兼任

現場代理人については、以下の①から④を全て満たす他の工事において、発注者が認めた場合には、兼任することが出来るものとする。

- ① 他の工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない工事規模であること）
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- ③ 兼任できる他の工事（他機関が発注する工事も含む）は1件までとし、現場間の距離が20km以内であること
- ④ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かえる体制が整備されていること

第18節 施工管理

18-1 管理基準

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準(令和6年4月)」の管理基準によるものとする。

なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

第19節 工事中の安全確保

19-1 工事における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

19-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。
 - I. 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
 - II. 転落・墜落による人身事故防止
 - III. 架空線、埋設管等の損傷事故防止
2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条

件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする。

3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

19-3 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

19-4 刈払機を使用する除草作業における安全対策

受注者は、刈払機を使用する除草作業を行う場合は、「草刈機運転作業安全基準（平成27年7月）」（独立行政法人水資源機構）を適用するものとする。

19-5 安全施設等の設置

受注者は、安全施設等の設置について、監督員と事前に調整し、施工計画書に含めて提出するものとする。

なお、安全施設等の設置に関して監督員が変更又は追加の指示をした場合は、速やかに対応しなければならない。

19-6 風紀管理

受注者は、工事関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、工事関係者間並びに地元住民との間に紛争が生じないよう十分な指導と万全な処置を講じなければならない。

19-7 火災防止

受注者は、工事現場における作業期間中、火気には十分注意し、火事等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。

19-8 架空線の保護

1. 工事現場に近接して電線、通信線等がある場合は、安全範囲を示す架空標識等を設けて作業中の事故防止に努めなければならない。なお、電力会社等に対する申請、協議は受注者が行うものとする。
2. 高圧線の作業において、電力会社等との協議の結果、安全範囲を示す架空標識等の安全施設の設置の必要が生じた場合は、監督員が別途指示するものとし、設計変更の対象とする。

第20節 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、監督員との協議により快適トイレを設置する場合、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(17)については、推奨する仕様、付属品であり、必須とはしない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレ設置に際しての配慮事項

快適トイレの設置に際しては、以下の（1）～（6）に配慮することとする。

（1）全般

快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く

（2）設置位置

男性トイレと女性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（3）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（4）ドアの向き

トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（5）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（6）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

3. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、設計変更の対象とする。

受注者は、快適トイレの設置に先立ち「1. 快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類及び見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。

快適トイレの費用については、従来品相当（10,000円／基・月）を差し引いた後、51,000円／基・月を上限として設計変更の対象とする。

対象数量の上限は、男女別で各1基とし2基／工事（「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事においては「工事」を「施工箇所」に読み替える）までとする。

なお、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限とし設計変更の対象とする。

第21節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は次のとおりである。

（1）真夏日の定義

以下の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

ただし、不稼働日（休日（土日、祝日、年末年始及び夏季休暇）、天候等による作業不能日等を考慮した作業不能日）は、真夏日に含めないものとする。

なお、施工現場から最寄りの観測所での観測値を基本とするが、観測条件等を考慮し受発注者間の協議により観測所を決定することができるものとする。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25以上の場合

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合

③夜間工事については、作業時間帯の暑さ指数（WBGT）が最高25以上の場合又は最高気温が30度（℃）以上の場合

（2）基準日及び対象期間

基準日は、工事着手日を基本とする。

対象期間は、基準日から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとする。

ただし、工事完成日が夏季となる場合については、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間の協議で工事完成日を定めるものとする。

（3）真夏日率の算出

真夏日率の算出は以下のとおりとする。

真夏日率（％）＝ 対象期間中の真夏日日数（日） ÷ 対象期間（日）

（4）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出するものとし、現場管理費に加算する。

なお、補正は契約変更において行うものとする。

真夏日補正值（％）＝真夏日率（％）×真夏日補正係数※ 1

※ 1：真夏日補正係数 1.2

第22節 交通安全管理

22-1 交通に対する規制

1. 受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。
2. 工事現場への資材、重機等の搬入出に際しては一般車両の交通安全確保に万全を期すものとする。
3. 受注者は工事に使用する車両について、その旨を明示するものとする。

22-2 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

22-3 特殊車両通行許可関係図書の確認

共通仕様書1-1-1-33交通安全管理第15項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-36官公庁等への手続等第3項に基づき、監督員へ提示するものとする。

第23節 施工時期及び施工時間の変更

23-1 作業時間の規制

1. 受注者は、周辺等に騒音・振動等の被害を及ぼす恐れのある作業に当たっては、夜間及び早朝（午後5時～午前8時）に行ってはならない。
2. やむを得ず夜間及び早朝に作業を行う場合は、監督員と協議し、その指示に従

うとともに周辺住民の了解を得るよう努めるものとする。

第24節 工事用電力

本工事に使用する電力及び電気設備は、受注者の負担とし、必要に応じ手続きを行わなければならない。

第25節 火災保険等

受注者は、共通仕様書1-1-1-41に示す保険の他、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）に生じる損害を補填する保険（土木工事保険など）に付さなければならない。

第26節 震災対策

1. 受注者は地震等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めるものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第27節 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書（概要書）を作成し、施工箇所の近隣住民等から説明を求められた場合は、工事の安全確保の支障のない範囲において、本工事の工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第28節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

第29節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2編 材 料 編

第1章 材 料

第1節 適用

1-1 一般資材

1. 本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書によるほか、次表の品質規格を満足させるものでなければならない。

なお、見本・品質証明書、試験成績表等の提出を求めている材料については、使用前に監督員へ提出しなければならない。

材 料 名	品 質 規 格	備 考
浄化槽蓋（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	製作図等	
ケミカルアンカー	カタログ等	
固定用ボルト、ナット	カタログ等	
ジンクリッチプライマー（有機系）	カタログ等	下塗り材
エポキシ樹脂塗料	カタログ等	中塗り、上塗り材

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 現場技術員等

1. 現場技術員及び監督補助員

本工事の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員または監督補助員（継続雇用従事者、技術補助）（以下「現場技術員等」という。）に付するものとする。監督補助員の権限は現場技術員と同等とする。なお、本工事に配置する現場技術員等の氏名は、別途監督員が通知するものとする。

2. 業務の協力

受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

第2節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工について監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	立会する工事内容	備 考
材料	設計図書で明示	品質規格	
固定用ボルト	施工状況	コンクリート削孔径、深さ	蓋1枚につき1箇所
	出来ばえ	固定用ボルトの出来ばえ	蓋1枚につき1箇所

第3節 成果品の納品等

3-1 納品等の方法

1. 工事書類（工事写真を除く）は紙で提出するものとするが、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願い、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、監督員が提出する「工事打合せ簿等の電子メール等実施要領（平成25年10月版）」に基づき、電子メール等にて提出するこ

- とができる。
2. 工事写真は、デジタルカメラで撮影した場合は電子納品とし、電子媒体(CD-R)で1部提出する。
なお、工事写真のデータを電子媒体で提出した場合は、紙の工事写真帳の提出は不要とする。フィルムカメラで撮影した場合は紙の工事写真帳を1部提出するものとする。
 3. 工事完成図書は紙の提出及び電子媒体の両方とする。
 4. 地質土質調査成果については電子媒体のみとする。

3-2 電子納品の方法

1. 電子納品に対応するための措置については、「工事完成図書の電子納品要領(令和5年3月：国土交通省)」(URL：http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/)によるものとし、特に定めがない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
2. 電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月：国土交通省)」(http://www.cals-ed.go.jp/cr_guideline/)に基づき行うものとし、工事着手前に「事前協議チェックシート(土木工事用)」を用いて監督員と協議するものとする。

3-3 工事完成図書の提出

1. 工事完成図書は電子納品及び紙納品とし、下記のとおりとする。

(1) 電子媒体(CD-R又はDVD-R)	1式(1部)
(2) 紙ファイル	1部
(3) 縮小図面(A3版)	1部
2. 受注者は、工事完成図書の電子媒体の提出に当たっては、「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で格納して提出するものとする。
なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は機構ホームページに掲載しており、記入内容については監督員が別途指示するものとする。

第4節 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウイルスチェックソフトについては、常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第5節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施行のため、パソコン等の情報機器を使用するに当たり、情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、機構の情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

第6節 書類限定検査

1. 書類限定検査の実施

検査員による技術検査については、下記の8書類に書類を限定して書類検査を行うものとする。

①施工計画書	⑤品質管理関係（品質証明資料）
②施工体制関係	⑥出来形管理関係
③工事打合せ関係	⑦工事写真
④施工検査関係	⑧総合評価実施関係

2. 受注者は、実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力すること。

第4編 施 工 編

第1章 施 工

第1節 一般事項

浄化槽は供用中であることから、工事中の資材の落下等に十分留意するとともに、浄化槽蓋の撤去後においては、必要に応じてカラーコーン等により安全対策を行うものとする。

また、浄化槽に近接する駐車場については、当該事務所に勤務する職員等の駐車場となっていることから、工事用車輛を駐車する場合は事前に監督員と調整を図るものとする。

第2節 撤去工

2-1 浄化槽蓋撤去（既設枠台切断含む）

受注者は、設計図に示す浄化槽蓋の撤去（等辺山形鋼切断含む）を行うものとする。なお、施工時期については監督員の確認を得るものとする。

2-2 浄化槽蓋（等辺山形鋼含む）の処理等

発生鋼材は、次に示す処理場に搬出するものとするが、不測の事態により、下記処分場への搬出が不可能となった場合は、監督員と協議するものとする。

なお、処理後は処理伝票の写し等を監督員に提出するものとする。

名 称	処 理 場	処分費 (税抜)	運搬距離
浄化槽蓋（等辺山形鋼含む）	群馬県邑楽郡明和町大輪2580-5	△30円/kg	約 4.6km

第3節 復旧工

3-1 既設枠台ケレン、塗装

既設枠台のケレンを実施後、下塗り、中塗り、上塗りを行うものとする。

3-2 アンカー工

設計図書に示す位置においてコンクリート削孔を行い、ケミカルアンカーを打込み、ボルトを挿入後ナットにて浄化槽蓋を固定するものとする。

3-3 浄化槽蓋設置

浄化槽蓋の製作にあたり、既設構造物との寸法等を確認し、監督員の確認を得るものとする。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 利根導水浄化槽蓋取替工事

独立行政法人 水資源機構
利根導水総合管理所

工事数量総括表

工事名	利根導水浄化槽蓋取替工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
浄化槽蓋交換		式		1		
撤去工		式		1		
浄化槽蓋撤去	既設枠台切断含む	枚		5		
浄化槽蓋積み込み・取卸し		t		0.09		
浄化槽蓋運搬・処分	L=5.0km以下	t		0.09		
復旧工		式		1		
既設枠台ケレン	3種Aケレン	m ²		1		
既設枠台塗装	エアスプレー塗り 上・中・下塗り	m ²		1		
アンカー工	ARケミカルアンカーMU16 アンカー ボルトSUS M16×70	箇所		20		
浄化槽蓋 (I) 設置	ステンレス製 1300×690	枚		1		

工事数量総括表

工事名	利根導水浄化槽蓋取替工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
浄化槽蓋 (Ⅱ) 設置	ステンレス製 890×1280	枚		2		
浄化槽蓋 (Ⅲ) 設置	ステンレス製 1300×1290	枚		2		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名	利根導水浄化槽蓋取替工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
工事費計		式		1			